

最高人民法院による 商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈

(2002年10月12日最高人民法院審判委員会第1246回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決され「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)』等の18件の知的財産権関連司法解釈の改正に関する決定」による改正)

商標紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の規定に基づき、法律適用の若干の問題について次のとおり解釈する。

第一条 次の各号に掲げる行為は、商標法第五十七条第一項第(七)号に定める、他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為に該当する。

(一) 他人の登録商標と同一又は類似の文字を企業の屋号として同一又は類似の商品に強調して使用し、容易に関連する公衆に誤認を生じさせるもの

(二) 他人が登録した馳名商標又はその要部を複製、模倣、翻訳して同一でない又は類似でない商品に商標として使用し、公衆を誤った方向に導くことにより、当該馳名商標登録者の利益が損なわれる可能性があるもの

(三) 他人の登録商標と同一又は類似の文字をドメイン名として登録し、かつ当該ドメイン名を通じて関連商品取引の電子商取引を行い、容易に関連する公衆に誤認を生じさせるもの

第二条 商標法第十三条第二項の規定に基づき、他人が中国で登録していない馳名商標又はその要部を複製、模倣、翻訳し、同一又は類似の商品で商標として使用し、容易に混同を招く場合は、侵害停止の民事上の責任を負わなければならない。

第三条 商標法第四十三条に定める商標使用許諾には、次の各号に掲げる3種類を含む。

(一) 専用使用権許諾とは、商標登録者が取決めた期間・地域において、取決めの方式をもって、当該登録商標の使用を1人の被許諾者のみに許諾し、商標登録者は取決めにより当該登録商標を使用してはならないことをいう。

(二) 独占的通常使用権許諾とは、商標登録者が取決めた期間・地域において、取決めの方式をもって、当該登録商標の使用を1人の被許諾者のみに許諾し、商標登録者は取決めにより当該登録商標を使用できるが、別途他人に当該商標の使用を許諾してはならないことをいう。

(三) 通常使用権許諾とは、商標登録者が取決めた期間・地域において、及び取決めの方式をもって、他人にその登録商標の使用を許諾し、かつ当該登録商標の自己使用及び他人へのその登録商標の使用許諾ができることをいう。

第四条 商標法第六十条第一項に定める利害関係者には、登録商標使用許諾契約の被許諾者、登録商標財産権利の合法的相続人等を含む。

商標権の侵害発生時、独占的使用許諾契約の被許諾者は人民法院に訴訟を提起することができる。排他的使用許諾契約の被許諾者は商標登録者と共同で提訴することができる。商標登録者が提訴しない状況下では、自ら訴訟を提起することもできる。通常使用許諾契約の被許諾者は商標権者による明確な授権を経て、訴訟を提起することができる。

第五条 商標登録者又は利害関係者が登録商標更新の猶予期間内に更新を申請し、承認を受ける前に、他人によるその商標権の侵害をもって訴訟を提起する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

第六条 商標権の侵害行為により提起する民事訴訟は、商標法第十三条、第五十七条に定める権利侵害行為の実施地、侵害商品の貯蔵地又は差押・押収地、被告住所地の人民法院が管轄する。

前項に定める侵害商品の貯蔵地とは、大量又は経常的に侵害商品を貯蔵、隠匿する所在地をいう。差押・押収地とは、税関等の行政機関が法により侵害商品を差し押さえ、押収する所在地をいう。

第七条 異なる権利侵害行為実施地に係る複数の被告に対して提起する共同訴訟について、原告はそのうち1人の被告の権利侵害行為実施地の人民法院を管轄法院として選択することができる。そのうち1人の被告のみに対して提起する訴訟については、当該被告の権利侵害行為実施地の人民法院が管轄権を有する。

第八条 商標法において関連する公衆とは、商標に表記されたある種の商品又は役務に関連する消費者及び前述の商品又は役務の営業販売と密接な関係を有するその他の事業者をいう。

第九条 商標法第五十七条第一号、第二号に定める商標の同一とは、被疑侵害商標と原告の登録商標を比較し、二者に基本的に視覚的差異がないことをいう。

商標法第五十七条第二号に定める商標の類似とは、被疑侵害商標と原告の登録商標を比較し、その文字の字形、発音、意味又は図形の構造及び色彩、又はその各要素を組み合わせた後の全体構造が類似であり、又はその立体形状、色彩の組合せが類似であり、容易に関連する公衆に商品の出所の誤認を生じさせ、又はその出所と原告の登録商標の商品に特定の関係があると認識させることをいう。

第十条 人民法院は商標法第五十七条第一号、第二号の規定に基づき、商標の同一又は類似の認定を次の各号に掲げる原則に照らして行う。

(一) 関連する公衆の一般的な注意力を基準とする

(二) 商標の全体を比較しなければならず、また商標の要部も比較しなければならず、比較は比較対象を隔離した状態で個別に行わなければならない

(三) 商標が類似か否かの判断は、保護を請求する登録商標の識別性及び知名度を考慮しなければならない

第十一条 商標法第五十七条第二号に定める類似の商品とは、機能、用途、生産部門、販売経路、消費対象等の面で同一であり、又は関連する公衆により特定の関係があると一般に認識され、容易に混同を招く商品をいう。

類似の役務とは、役務の目的、内容、方式、対象等の面で同一であり、又は関連する公衆により特定の関係があると一般に考えられ、容易に混同を招く役務をいう。

商品と役務の類似とは、商品と役務との間に特定の関係が存し、容易に関連する公衆に混同を生じさせることをいう。

第十二条 人民法院は商標法第五十七条第二号の規定に基づき、商品又は役務が類似か否かを認定するにあたり、関連する公衆の商品又は役務に対する一般的認識をもって総合的に判断しなければならない。「商標登録に用いる商品及び役務の国際分類表」、「類似商品及び役務区分表」は、類似の商品又は役務の判断の参考とすることができる。

第十三条 人民法院は、商標法第六十三条第一項の規定に基づき侵害者の賠償責任を確定するとき、権利者が選択する計算方法に基づき賠償額を計算することができる。

第十四条 商標法第六十三条第一項に定める、侵害により得た利益は、侵害商品の販売量に当該商品の単位当たりの利益を乗じた積に基づき計算することができる。当該商品の単位当たりの利益を明らかにできない場合は、登録商標商品の単位当たりの利益に照らして計算する。

第十五条 商標法第六十三条第一項に定める、侵害により受けた損失は、権利侵害により生じた権利者の商品の販売減少量又は侵害商品の販売量に当該登録商標商品の単位当たりの利益を乗じた積に基づき計算することができる。

第十六条 権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、商標使用料を確定することがいずれも困難である場合には、人民法院は当事者の請求に基づき、又は職権により商標法第六十三条第三項の規定を適用して賠償額を決定することができる。

人民法院は商標法第六十三條第三項の規定を適用して賠償額を決定するとき、権利侵害行為の性質、期間、結果、侵害者の主観的な過失の程度、商標の名誉及び権利侵害行為を制止するための合理的支出等の要素を考慮して総合的に決定しなければならない。

当事者が本條第一項の規定に照らして賠償額について合意に達する場合は、これを許可しなければならない。

第十七條 商標法第六十三條第一項に定める、侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出には、権利者又は委託代理人が権利侵害行為に対して行う調査、証拠取得の合理的費用を含む。

人民法院は当事者の訴訟請求及び案件の具体的情況に基づき、国の關係部門の規定に適合する弁護士費用を賠償範囲に算入することができる。

第十八條 商標権侵害の訴訟時効は3年とし、商標登録者又は利害権利者が権利の被害及び義務者を知り又は知るべきであった日から起算する。商標登録者又は利害権利者が3年を過ぎてから提訴する場合において、権利侵害行為が依然として継続し、当該商標権が有効期間内にあるときは、人民法院は被告の権利侵害行為を差し止める判決を下さなければならない。権利侵害に対する損害賠償額は、権利者が人民法院に提訴した日から3年間遡って推算しなければならない。

第十九條 商標使用許諾契約の届け出をしていない場合は、当該許諾契約の効力を妨げない。ただし、当事者に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

第二十條 登録商標の譲渡は、譲渡前にすでに発効した商標使用許諾契約の効力を妨げない。ただし、商標使用許諾契約に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

第二十一條 人民法院は商標権紛争案件の審理において、民法典第七百七十九條、商標法第六十條の規定及び案件の具体的情況に基づき、侵害者に侵害停止、妨害排除、危険除去、損失賠償、影響除去等の民事責任を負わせる判決を下すことができ、さらに罰金を科し、侵害商品、偽造した商標標章及び侵害商品の生産に主に使用した材料、器具、設備等の財物を没収する民事制裁の決定を下すことができる。罰金額は商標法第六十條第二項の関連規定を参照して決定することができる。

行政管理部門が同一の商標権侵害行為に対してすでに行政処分を科している場合には、人民法院は新たに民事制裁を加えない。

第二十二條 人民法院は商標紛争案件の審理において、当事者の請求及び案件の具体的情況に基づき、係る登録商標が馳名であるか否かを法により認定することができる。

馳名商標の認定は、商標法第十四條の規定に基づき行わなければならない。

当事者がかつて行政主管機關又は人民法院が認定した馳名商標に対して保護を請求する場合において、相手方当事者が係る商標が馳名であることに異議を申し立てないときには、人民法院は新たに審査しない。異議を申し立てた場合には、人民法院は商標法第十四條の規定に基づき審査する。

第二十三條 本解釈の商品商標に関連する規定は、役務商標に適用する。

第二十四條 以前の関連規定と本解釈が一致しない場合は、本解釈に準ずることとする。

出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所
で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。